



浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の 変更認可申請について (保安に関する組織の業務分掌の一部見直し)

2020年6月19日
中部電力株式会社

1 変更の理由・施行期日

1. 変更の理由

現在、浜岡原子力発電所の廃棄物減容処理装置^(注)の施設管理に関する業務については、廃止措置部の「廃棄物管理課」が、放射性固体廃棄物の管理及び廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転と共に実施している。

今回、令和2年10月1日付けの定期異動に合わせ、廃棄物減容処理装置の施設管理に関する業務について、施設管理業務に係る幅広い専門的知識・技術を有する保修部の「設備保全課」へ移管する予定である。

この浜岡原子力発電所の保安に関する組織の業務分掌の一部見直しを反映するため、浜岡原子力発電所保安規定第1編の関連条文を変更する。

(変更する条文)

・第1編第5条(保安に関する職務)

2. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。

注)廃棄物減容処理装置:廃棄物減容処理装置建屋に設置している放射性固体廃棄物を減容固化するための可燃性雑固体廃棄物焼却炉,可燃性固体廃棄物焼却炉,雑固体廃棄物熔融炉,固化装置等をいう。

2 変更の内容

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定第1編第5条(保安に関する職務)について以下のとおり変更する。

変更前	変更後
<p>(保安に関する職務) 第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (1)～(7) [略]</p> <p>3 浜岡原子力総合事務所長は、発電所長の行う保安活動を統括する。</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1)～(22) [略] (23) 設備保全課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務(原子炉課長, タービン課長, 電気課長, 計測課長, 土木課長, <u>建築課長及び廃棄物管理課長</u>が所管する業務を除く。)及び保全の総括に関する業務を行う。 (24)～(32) [略] (33) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理並びに原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転及び<u>廃棄物減容処理装置の施設管理</u>に関する業務を行う。 (34)～(37) [略]</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (1)～(7) [略]</p> <p>3 浜岡原子力総合事務所長は、発電所長の行う保安活動を統括する。</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1)～(22) [略] (23) 設備保全課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務(原子炉課長, タービン課長, 電気課長, 計測課長, 土木課長及び<u>建築課長</u>が所管する業務を除く。)及び保全の総括に関する業務を行う。 (24)～(32) [略] (33) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理及び原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務を行う。 (34)～(37) [略]</p>

3 保安規定第3条に基づき評価した結果

浜岡原子力発電所保安規定第1編第3条(品質マネジメントシステム計画)5.4.2(2)に基づき、本業務分掌の変更が、品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく整合がとれていることを以下のよう

1. 業務分掌変更の目的及び業務分掌変更により起こり得る結果

(1) 業務分掌変更の目的

現在、廃棄物減容処理装置の運転及び施設管理に関する業務について各々の要員を廃止措置部廃棄物管理課にまとめて実施している。

一方、保修部設備保全課においては3～5号炉や廃棄物減容処理装置建屋内の放射性液体廃棄物処理系等の施設管理を実施している。廃棄物減容処理装置の施設管理及び要員を設備保全課に移管することで、両課が保有する施設管理に関する情報の共有が細部にわたるものになり、かつ、必要に応じて設備保全課の課内において要員の融通が可能となり、施設管理に関する品質向上を図るうえで有利と考えられる。

以上のことから、廃棄物減容処理装置の施設管理に関する品質を向上し、本原子炉施設のより安定安全な運用を目指すことを目的として、廃棄物管理課で実施してきた廃棄物減容処理装置の施設管理を設備保全課に移管する。

3 保安規定第3条に基づき評価した結果

(2) 業務分掌変更により起こり得る結果

前述のとおり、廃棄物減容処理装置の施設管理に関する品質が向上すると考えられる。一方、運転と施設管理の分掌が別々となるが、以下のとおりであり問題は発生しない。

- ① 今回の業務分掌変更により、施設管理に関する品質が向上することにより、廃棄物減容処理装置のより安定安全な運転が期待できることから、浜岡原子力発電所(廃止措置段階にある号炉も含む)で発生する廃棄物処理に支障は生じない。
- ② 廃棄物管理課が行う施設の運転と、設備保全課が行う施設管理については、相互に調整をしつつ作業を行うことから廃棄物減容処理装置による廃棄物処理に支障は生じない。
- ③ 廃棄物減容処理装置に故障が発生した場合においても、内部コミュニケーションに係る仕組み等により廃棄物管理課と設備保全課間で確実にコミュニケーションをとるため、適切な対応をとることができる。

3 保安規定第3条に基づき評価した結果

2. 品質マネジメントシステムの実効性の維持

本業務分掌変更前後で、廃棄物減容処理装置の施設管理は継続的に行われ品質マネジメントシステムの実効性は維持される。

本業務分掌変更に関して、廃棄物管理課から設備保全課に具体的な業務内容、実施計画、課題と対応策等について、適切に引継ぎを行う。

3. 資源の利用可能性

本業務分掌変更に伴い、廃棄物管理課から設備保全課に必要な力量を有する要員を必要数異動する予定であることから、人的資源を確保するとともに、施設管理に関する品質の向上を見込むことができる。

4. 責任及び権限の割当て

本業務分掌変更前後における廃棄物減容処理装置にかかる責任及び権限の割当ては以下のとおり。本変更に伴い社内指針類(1次文書, 2次文書, 3次文書)の見直しを適切に行う。

	変更前	変更後
廃棄物減容処理装置の施設管理業務	廃棄物管理課長	設備保全課長

4 浜岡原子力発電所組織図

